

＜明治乳業不当労働行為・差別事件＞

「格差」を鮮明にする為に「会社の資料開示」を申立て

08年の新しい年を迎え、明治乳業全国事件（9事業所、32名）が、実質審理に向けて重要な局面を迎えます。申立人ら提出の準備書面や立証計画に対する、会社の認否・反論が1月末までに提出される予定です。また、申立人らは、市川工場事件と異なり、「号給」だけでなく「職分昇格」にも大きい格差がある全国事件の実態を鮮明にすることで、より迅速、正確に労働委員会が判断する為にも、「職分、号給、賃金額」の資料開示を、労働委員会として会社に求める事の必要性を書面で申立てました。

市川工場事件の高裁審理でも、事業所採用者コース内における格差の有無は、「当審における新たな争点」との訴訟指揮により号給、職分などの求釈明決定がなされ、これによって「無視できない有意な格差」が認定されたのです。労働委員会は、格差の実態を正確にする立場で、会社に対し積極的な審査指揮を発揮すべきです。

そして、この種事件の命令例・判例でも確立されている、格差の原因にいたる必要年数を遡及しての審理を注意深く行い、企業の不当労働行為・差別の「やり得」を、絶対に許さない厳しい判断

入社時の職分(新入社員)のまま40余年、そして定年

明治乳業の不当労働行為と差別は、昭和44年の職分・賃金制度の大改悪以降から決定的となりますが、その内容は信じがたい程に異常です。下記の表は、全国申立人ら「事業所採用者コース」の中での、基幹職一級以上の昇格比較表です。職分は下位から、基幹補佐職(新入社員)→基幹職2級→基幹職1級→監督職・・・ですが、この表に現れない、基幹職2級で定年となった申立人は15名、さらに、勤続40余年なのに新入社員と同

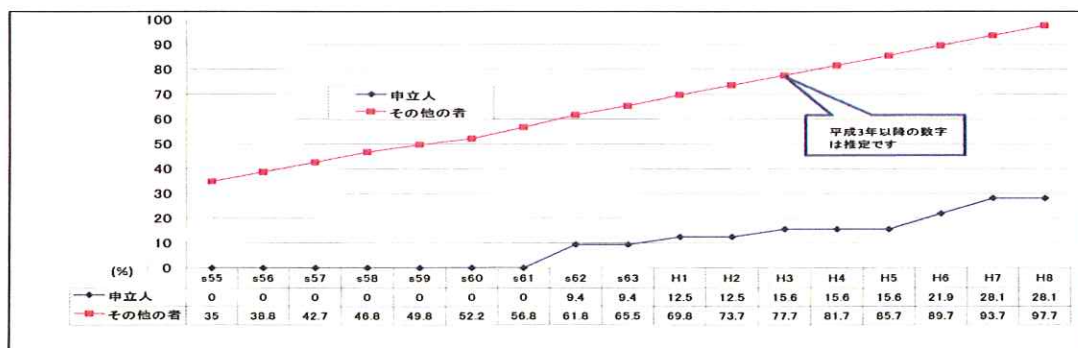
じ職分(基幹補佐職)のまま、定年を迎えた申立人もいるのです。

こんな理不尽な差別が許されているのでしょうか。まさに、私達は、「このまま人生終われない」の決意で、新しい年を迎えています。

08年初日



表4 事業所採用者コースにおける申立人とその他の者との基幹職一級以上の職分昇格比較



作成者 桜井隆夫
作成年月日 平成19年4月23日

甲
第
17
号

明治乳業争議支援共闘会議

連絡先 江東区労連 03-5606-5285 明治乳業争議団 047-332-5698

ホームページ <http://ms-64.web.infoseek.co.jp/>

08年1月22日